

広島県告示第二百七十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	医療法人社団慈恵会 いまだ病院	所 在 地	広島市西区三篠町一丁目 五番一号	効力を有する期限	平成三三年三月二日	備 考	更新
	神石高原町立病院		神石郡神石高原町小島一 七六三番地二				